

スウェーデンの強国時代（一六一一—一七一八年）

——国制の分析を中心に——

入江 幸 二

はじめに

一五二三年、デンマークを宗主国とするカルマル連合（一三九七—一五二三年）からの独立を果たしたスウェーデンは、その後対外戦争を繰り返して領土を海外へと拡大していった。そして一六一一—一七二八年はスウェーデンが史上最も強大であった時期で、「強国時代」*stormaktstiden* と呼ばれる。グスタフ二世アドルフ（一六一一—一三二年）の即位からカル一二世（一六九七—一七二八年）の戦死にいたるまでのこの時期に、いわゆる「バルト帝国」^①が形成された。このバルト帝国の存在は、フランスにとってはハプスブルク帝国の北上を抑える上で重要であり、^②また東欧諸国の絶対主義化に重大なインパクトを与えたといわれる。

ところでその「強国」の意味内容であるが、①外交・軍事

②経済③国制の三点で強国であったということが出来る。

外交・軍事については以下のようにまとめられる。一六世紀後半から一七世紀半ばまではスウェーデンの領土拡張の時代であり、その最初の海外領土は、一五六一年から九五五年にかけて獲得したエストニアである。一六一七年にはロシアからフィンランド湾岸地域（インゲルマンランド、ケックスホルム）を得、バルト海への出口をロシアから奪った。二九年にはポーランドからリヴォニアを獲得し、またポーランド王のスウェーデン王位への要求（一六世紀後半より両王朝は血縁関係にあった）を断念させた。こうしてバルト地方を自らのものとした。一六四八年にはウエストファリア条約によってポズナム、ブレメン、ヴェルデン、ヴィスマールといったドイツ地方を得る。また一六四五年と五八年にはスカンディナヴィア半島南部のデンマーク領（ハランド、スコーネ、ブレーキング、ポーフスレーン）を獲得して、カルマル連合再

興を自論むデンマークの意図を挫折させた。こうして一世紀の間にバルト帝国が形成された。^④

経済についてみると、王権の庇護のもと、とくに銅・鉄産業が発展した。一七世紀前半までヨーロッパでは通貨・兵器・日用品の原料として銅が多く用いられていたが、スウェーデンは急速にヨーロッパの主要な銅生産地となった。また一七世紀を通じて次第に鉄生産が伸びていったが、純度の高いスウェーデン産の鉄は他のヨーロッパ諸国との競争に勝ち残ることができた。この銅・鉄にタールを加えたスウェーデンの三つの商品は、一七世紀のヨーロッパ世界経済においてほぼ独占ともいえる状態であったといわれる。そしてその独占を利用して強力な交渉能力を作り出し、「それがなかったとすれば、その政治的・軍事的発展は維持しえなかったはず」^⑤だったともいわれる。

ところで国制については、我が国においてはほとんど知られていないが、スウェーデンが内面からいかに支えられたかを見ることなしには正しい「強国」理解はありえないだろう。そこで本稿においては国制を中心に「強国」の分析を行なってみたい。具体的には一章で官僚制の発達を取り上げ、二章で諸身分の状況とそれに基づく絶対王政の成立を、三章においては獲得した新領土と中央がどう関わっていったかを見ていきたい。その際、全体を通じて「絶対王政の成立」が重要

なエポックとして現われてこよう。

第一章 官僚制の発達

ここでは主に中央行政における官僚制の発達を扱う。中央における主要な役職は、一三世紀頃には生まれている。王の諮問機関である枢密院 *riksråd*、司法面での王の補佐役の法官長 *drot*、行政面の補佐役の書記官長 *kansler*、軍事の補佐役の武官長 *marsk* が主要なものであった。後三者は一七世紀にはそれぞれ大法官 *riksdrotts*、宰相 *rikskansler*、陸軍大臣 *riksmarsk* となり、さらにこの頃生まれた財務大臣 *rikskattmästare*、海軍大臣 *riksamiral* とともに、最高の官職（五人官職）とされた。^⑥

また省庁制 *Kollegium* が導入され、五人官職をそれぞれ議長とする下部組織が以下の如く設けられた。一六一四年には大法官の下にスウェーデン高等裁判所 *Svea Hovrätt*、一八一年には財務大臣の下に財務庁 *Kammarkollegium*、一六六年には宰相の下に内務庁 *Kanslikollegium*、一七〇年代に陸軍大臣と海軍大臣の下にそれぞれ陸軍庁 *Krigskollegium* と海軍庁 *Amiralitetkollegium*。その他に、鉱業関係を扱う鉱務庁 *Bergskollegium*（一七七年）、貿易を担当する商務庁 *Kommerskollegium*（一七一年）、王領地回収政策（次章参照）

を進めるための王領地回収庁 Reduktionskollegium (五五年) が設置された。また地方行政についてはそれまでの制度を整理し、二三ある州 *län* にそれぞれ州総督 *landshövding* (ルイ一四世治下のアンタンダンに比せられる) が置かれた。このように一七世紀前半に行政機関の拡大と秩序化が行なわれ、「事務的な行政という新しい概念の到来」がみられた。

しかしながらこの官職のヒエラルヒー化が、ただちに国王ひとりへの権力の集中化につながったわけではない。むしろこの時期は枢密院議員とそれと深く関わる大貴族 *aristocrats* が主だった官職を占有し、国政を左右した時期であった。ことにグスタフ・アドルフが戦死した後に定められた一六三四年政体 *1634 års regeringsform* により大貴族の権力が保障され、五大官職、内務庁とスヴェーア高等裁判所の議員各四人、他の三つの庁の議員二人ずつは枢密院議員でなければならず、王は彼らの助言なしに統治してはならないとされた。^①

また枢密院への任命者数をみると、ビヨルン・アシエールによると、一六四〇—一六四九年の間に任命された者十九人のうち一五人が大貴族だった(表①^①)。またクルト・オーグレンによれば、一六三三年の枢密院への任命者数は八人となっている。うち六人は互いに姻戚関係を結び、家同士の結束を固める傾向にあった。別の一人は父が元枢密院議員であり、伯

表①：大貴族とそれ以外の者の、枢密院への任命者数 (1640—79年)

	1640-49	1650-59	1660-69	1670-79
貴	15(78.9%)	23(57.5%)	21(84.0%)	4(57.1%)
他	4(21.1%)	17(42.5%)	4(16.0%)	3(42.9%)
計	19 (100%)	40 (100%)	25 (100%)	7 (100%)

表②：大貴族とそれ以外の者(ともに非枢密院議員、以下同じ)の、各庁(スヴェーア高等裁判所を除く)への任命者数(1640—79年)

	1640-49	1650-59	1660-69	1670-79
貴	8(42.1%)	13(25.5%)	9(16.7%)	3 (5.2%)
他	11(57.9%)	38(74.5%)	45(83.3%)	55(94.8%)
計	19 (100%)	51 (100%)	54 (100%)	58 (100%)

①②：B.Asker, "Aristocracy and Autocracy in Seventeenth-century Sweden", p.93.

父がすでに議員となっていた。またオーグレンは、高位官職の保有の多さや血縁関係の結びつきが多さからバネール *Baner*、ゾルケ *Bjelke*、ブラーエ *Bråde*、オクセンシエーナ *Oxenstierna*、スパーレ *Sarre*、ステンボック *Stenbock*、ド・ラ・ガルディ *De la Gardie* を大貴族の中核家系としたうえで、一六三三—一六四七年の間に枢密院に任命された二五

人のうち二〇人がこれらの家系のいずれかと姻戚関係にあったことを明らかにしている。^③次に各庁への任命者数については、表②から分かるように、一六四〇―四九年の間では大貴族の数は八人、それに対し大貴族でない者は一人である（どちらも非枢密院議員、以下同じ）。一六五〇年代以降はともかく、四〇年代は任命者の半数近くが大貴族に占められていたということが分かる。さらに前述したように、一六三四年政体により各庁の議官のうち一〇人は枢密院議員とされている。議官の総数は分らないが、大貴族の影響力がかなり強かったであろうと推測できる。このように一七世紀の前半には、大貴族同士が血縁関係をもち、それに基づきながら枢密院を中心とする高位官職を独占していく傾向にあった。国王のもとへの中央集権化ではなく、大貴族の寡頭政治が進んでいったのである。

しかしクリスティーナ女王（一六三二―一六五四年、四四年までは摂政政治期）の親政期とカール一〇世（一六五四―一六〇年）の治世を経て変化が現れ、中央官庁における大貴族の寡占状態は明らかに崩れていく。表①から、一六五〇年代をピークに大貴族の枢密院任命数が減少していくのが分かる。それに対して大貴族以外の者は一六五〇年が例外的に多いが、他の時期は一定している。表②から、大貴族については同様に五〇年代を境に減少傾向、大貴族以外の者は逆に大幅に増加

表③：大貴族とそれ以外の者の、スヴェーア高等裁判所への任命者数（1640—79年）

	1640-49	1650-59	1660-69	1670-79
貴	3(23.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.7%)
他	10(76.9%)	15 (100%)	8 (100%)	12(92.3%)
計	13 (100%)	15 (100%)	8 (100%)	13 (100%)

表④：大貴族とそれ以外の者の、州総督への任命者数（1640—79年）

	1640-49	1650-59	1660-69	1670-79
貴	16(43.2%)	20(55.6%)	11(45.8%)	3(15.8%)
他	21(56.8%)	16(44.4%)	13(54.2%)	16(84.2%)
計	37 (100%)	36 (100%)	24 (100%)	19 (100%)

③④：Ibid., pp.93-94

していくのがみてとれる。スヴェーア高等裁判所と州総督についても、表③④から、大まかには大貴族の任命数は減少し、大貴族以外の者の任命数が一定していることが分かる。この傾向が生じた理由については、国王と枢密院の関係を述べたマイケル・ロバーツの所論が一つの手がかりを与えてくれよう。^④これによると、枢密院議員数の上限は一六三四年

政体により二五名とされながら、クリスティーナの親政開始後から増えはじめ、一六五四年には五九名にまで増えた^⑭。これは三十年戦争の時の奉仕に報いるためや、女王のきまぐれによるだけでなく、枢密院を重要な政治機関から名誉職に変えることで、その政治的な力を弱めようという女王の意図も反映していたという。

こうして枢密院は王の助言役としての地位は弱まったが、行政における働きは期待されていた。前述のように、五大官職につく枢密院議員は高等裁判所および各庁の議長を務めた。また八人以上の枢密院議員は四つの高等裁判所の活動に参加し、三人は陸軍大臣の顧問、四人は内務庁、二人は財務庁の業務を補佐し、一人はストックホルム市長となった。さらに鉱務庁、商務庁、ヴィスマール高等裁判所も増えているので、その業務補佐も加わる。また五人は州総督であった。このように大勢の枢密院議員が行政に携わった^⑮。

一見するとこれは枢密院の弱体化ではなく、むしろ権勢が強まっているかのようなようであるが、とくにカール一〇世の治世の間に枢密院議員の質的变化をみてとることができる。一言で言えば、「王の顧問」としての役割を果たさなくなってきたのである。カール一〇世はその治世のほとんどを対外戦争に費やしたが（一六五五―一六〇年）、それにとまなう軍役奉仕、外交といったことのため多くの枢密院議員が首都を離れ、

そのため枢密院会議に全員が揃うことはほとんどなかった。たとえば一六五五年八月四日から五八年三月二九日までの間に開かれた会議は、出席者はつねに二六人以下だった。とくに対デンマーク戦争が行なわれている五八年八月一日から二月一八日の間は、一四回行なわれた会議の平均出席者数は四人だった。

こうした状況をふまえてロバーツは、「枢密院の、王の顧問としての役割が停止したのは明らかである。戦争による緊張のもとでそれは崩壊し、実行力のある官吏集団に変質したのである^⑯」とする。この評価はほぼ妥当なものであろう。主に数字のみに注目したうえでの評価であるのは確かだが、大貴族が自分たちに有利な政治を行おうとするなら、枢密院会議の出席率はもっと高いはずである。この出席率の低さは、枢密院議員が「王の顧問役」として活動するよりも、「実務に携わる者」であることに重点を置くようになったことによるといえるよう。

以上は大貴族の内部の変質について述べているだけであって、大貴族以外の者の任命者数の増加を直接説明するものではない。しかし次章で述べるように、大貴族とその他の者、とくに下級貴族は対立関係にあり、大貴族の土地・高位官職占有に反感を抱いている^⑰。そうした状況のなかで上に述べた枢密院の実務官僚化が進み、また現に大貴族の任命者数が減っ

てきているのだから、大貴族以外の能力のある者が取り立てられることが多くなってきたことは当然考えられることである。大貴族以外の者の増加についてアシエルは、土地所有者たる「旧階級」に対し、官職保有者たる「新階級」が伸張してきた、と示唆するにとどめている。オーグレンは、枢密院の任命を要求する新しい社会グループの出現によるもの、としている^⑧。いずれにせよ二人とも明確な説明はしておらず、今後の課題としている。しかし以上みてきたように、大貴族の実務官僚化と、それにとまなう能力ある大貴族以外の者の伸張があり、これを官僚制の発達を示すものとみて良からう。無論より詳細に官僚の実態を見ていくことも必要であるが、全般的な傾向としてはこう捉えて間違いないと考える。

第二章 大貴族・諸身分・絶対王政

一七世紀のスウェーデンには、貴族 *adelsståndet* (総人口のうち〇・五%)、聖職者 *prästeståndet* (一%)、市民 *borgarståndet* (二%)、農民 *bondeståndet* (九五%) の四つの身分があった。そして一六一七年議会において定められた「議会条令」 *Riksdagsordning* の規定により、各々身分制議会 *Riksdag* に代表を出している^⑨。

王國において最も高い身分であった貴族は、免税特権が与

えられ、またその小作人は徴兵が一部免除されていた。全体が一つの身分としてまとまっていたわけではなく、一六二六年の貴族院条令 *riksdagsordning* により、三分割されていた。上級貴族 (ヘル身分 *herrståndet*) は三つの伯爵家および九つの男爵家、中級貴族 (リッダレ身分 *ridareståndet*) は枢密院議員を出した爵位をもたぬ二三の家系、下級貴族 (スヴェンネ身分 *svenneståndet*) はそれ以外の九二の家系と定められた。

このように規定されているものの、貴族身分は必ずしも閉鎖的ではなかった。一六一〇年から一七一九年の間に一八九九人が貴族となり、また伯爵・男爵の人数も相当に増えている^⑩。貴族数の増加の理由は、戦時奉仕に対する褒章として、またはある程度以上の官職についた者に対する恩寵と思われる。戦争が続くなか、平民出身で将校あるいは官僚になる者が増え、彼らがある程度まで昇進すると、その肩書きに見合うよう貴族に取り立てられたのである^⑪。

しかしながらこうした貴族数の増加は他方では、大土地所有者でもある大貴族層と、新貴族を多く含む下級貴族との間に対立を生み出した。一部の貴族が多くの上地を所有するようになっていったのは、王室の王領地譲渡政策によるものである。一六世紀に始まったこの政策は、官僚としての奉仕あるいは軍役奉仕と引き替えに、王領地と国王収入を贈与また

は売却により貴族に与えるものであった。一七世紀前半、とくに戦費を調達する意図もあって三十年戦争中およびそれ以後の一六三二―一六四四年にかけて譲渡の半分以上が行われた。

いずれにせよ譲渡を受けたのは枢密院議員、高位官職保有者や上級将校といった者たちであり、わけでも世爵貴族が多かった。⑤ いわば上級貴族がその所有地を増やしていったわけである。一五六〇年、貴族全体の全国土における土地所有率は二

二・四％にすぎなかったが、クリスティーナ女王の治世の後半には七二％にまで増大している。それを少数の大貴族が獲得していったのだから、彼らと下級貴族との間の財産格差は広まる一方だった。たとえば当時もっとも富裕な貴族の一人だったマグヌス・ガブリエル・ド・ラ・ガルデイ Magnus Gabriel の一六七九年の収入は王室歳入の二〇分の一もあつたという。また土地所有貴族の多くは何らかの形で商業に携わっていたが、古い家柄や上級貴族の多くは、鍛冶場や鋳造場を持ち、土地収入に並ぶ利益をあげていた。⑥ これに対して下級貴族の方は、土地を持っているとしてもわずかの農場のみであり、新貴族も含め、その収入を主に官職に頼っていた。王室財産の減少によって自分達への俸給の支払いが滞りがちになる一方で、一部の大貴族のみが譲渡政策や商業で利益をあげていることに非常に不満であり、後述の王領地回収政策を決定するにあたって、平民身分と政治的態度を同じくする

一因となった。

こういった富に関わる問題のみならず、社会的あるいは政治的な面でも、下級貴族の間には大貴族に対する不満があった。前述したように一七世紀には新貴族の数が増加したが、彼らが最高の地位まで上昇すること、すなわち枢密院議員になることは絶対王政の成立した一六八〇年までは非常に稀だった。

具体的には一六七二年議会において両者の対立がはっきりみられた。成人し、親政を始めることになったカール一世（一六六〇―一六七七年、七年まで摂政政治期）の即位宣誓の草案について、大貴族側は一六三四年政体を憲法と認めさせ、王権の制限を公式に制度化しようとした。これに対し下級貴族と平民身分は反対した。大貴族が官職の任命に大きな影響力を持つことを警戒したためである。以上のように大貴族と下級貴族との間には全面にわたって対立があり、それが一六八〇年までの貴族身分を特徴づけている。⑦

次に聖職者は諸身分のなかでは最も高い教育を受けており、それゆえに政治に対する影響力は大きかった。一般的に聖職者身分は農民身分と深い関係にあった。聖職者は教区に住んでいるため農民の実態をその目で見ており、また職務上、教区内の会議に住民が持ち込んだあらゆる問題を取り扱っている。ここからくる農民への心情的一致に加え、一〇分の一税

という形で経済的に農民に依存していることも、両身分の關係に影響を与えている。その一方で聖職者身分は貴族身分とは対立する傾向にあった。教区内に住む貴族は、自らの莊園から一〇分の一税を支払うことをしばしば拒否した。さらに讓渡政策によって拡大した新たな貴族領についても支払いを拒否しようとしたため、聖職者は収入が減少することに大きな危機感を抱いたのである。たとえば一六五〇年議會において大監督レナエウス Linaeus は、貴族領が増大することの危険性を強い調子で訴えている。この議會では貴族以外の三身分が「抗議書」(後述)を提出し、大貴族の大土地所有を攻撃したのだが、そのさい聖職者が指導的立場にあったのである。

続いて市民の政治的影響力は、大きくなりつつあったとはいえ、いまだ重みを持つには到っていなかったようである。市民の社会的状況を述べておくと、前述の銅・鉄産業の繁栄、また都市数の増加^③といった経済的な成長が一七世紀にあり、それにともなって市民層の分解が起こっている。この市民身分は一般的には聖職者と同様、貴族の社会的・経済的優位が、王と平民の政治力を弱めるのではないかと恐れていた。^④

最後に農民について。当時の農民身分は三つに分けられる。土地を保有し、王に対し租税を支払う義務を持つ自由農民 *atlebönder*、王領地に住む王領農民 *kronbönder*、貴族領

に住み、租税の支払いを免除されている貴族領農民 *frälsebönder* である。この内、自由農民が議會に代表を送っていた。政治的・社会的な面からみれば、この時期はある意味では農民にとって危機の時代だったといえる。すなわち前述のように貴族領が増え、王領農民・自由農民の多くが貴族の支配下に置かれることになったからである。特にもともと自由農民だった者にとっては、土地所有権は保持したものの、税の大部分を貴族に払い、賦役を課せられることを意味した。また讓渡されていない土地の農民としても、租税支払いを免除されている貴族領農民の増加のために、自分たちの土地への課税が重くなっているという不満があった。そのため農民身分は他の平民身分とともに、議會においてことあるごとに王領地の回収と農地の回復を強く主張した。

貴族の課税賦役については、とても耐えられないくらい厳しいと農民は議會で主張したが、最近の研究によればそれほど悪い状況ではなかったらしい。^⑤しかし実態がどうであれ、当時の農民が貴族の支配下に入ることを大変な脅威と感じていたことが問題であろう。一六四九年に聖職者出身の貴族エドヴァルド・フィリップソン・エーレンスティーン Edward Philipsson Ehrensteen は、農民の不满を代弁したパンフレットでこう述べている。

「彼ら〔貴族〕は、もともとの自分の農民に対するより

も重い義務を課している。まず果てしのない雑役、次に異常に多い賦役、そして戦時課税。……諸身分の享受する自由は……貴族身分と同様聖職者も、市民も、農民もみな等しい。……そしてこれを侵す者は国制と法の根幹を侵す。」

やや大袈裟な表現ではあるが、貴族（特に大貴族）の領地の拡大が農民の自由を脅かすものと考えられていたことが分かる。

各身分の状況はおおよそ以上のようなものだったが、全体的にみると、大貴族の領地の拡大とそれにもなう勢力の増大に対し、下級貴族および平民三身分が大きな不満を抱いていたことが分かる。その不満は、王権の強化とそれによる大貴族の勢力削減を求めようになっていく。

平民三身分が最初の行動を起こした。それが一六五〇年議会における「抗議書」*protestation* の提出である。これは一部の大貴族が領地を拡大していることに対する攻撃であるとともに、譲渡された王領地を貴族から王が取り戻す「王領地回収政策」*reduktion* の実施を要請するものである。

「最近の戦争の間に行なわれた王領地の譲渡により、王権は著しく弱体化している……今やこれらの領地は取り返されるべきだ……。もしそれがなされなければ、陛下がいかにその地位と権威を保ち、政治がいかに現在の形

と国制を維持していくのか、我々には分からない。……「譲渡が行われたことによって」陛下は王室に対する決まった年収を得る代わりに、民衆を苦しめている不確実で新しい税に依存しており、それは下級身分の困窮なしには徴収され得ない。」

このように回収政策の実施が、王権の強化と平民身分の救済となることを主張している。抗議書はこの時は実を結ばなかったが、一六五五年議会において、行き詰まった財政を打破するため、カール一〇世のイニシアティブと平民身分のサポートによっていわゆる「四分の一回収政策」*die vierdepartsreduktion* が決定された。これにより一六三三年以降に譲渡された元の王領地からの収入の四分の一が王室に戻されることになった^④。一六五七年までに、歳入として七万八〇〇〇銀ダールルが増加、また戦争のため回収政策実施のペースは遅れたものの、それでも八〇年までの間にさらに計二万四〇〇〇銀ダールルを王室は獲得した^⑤。

一六八〇年議会においてこの問題に最終的な決着がついた。抗議書に基づく徹底した回収政策の実施があらためて議題となり、これをまず平民身分が承認した。下級貴族の場合は平民身分とともに政策実施の主張そのものはしていたが、貴族全体の団結と特権を守るため徹底した回収には反対した。しかし海軍大臣ハンス・ヴァクトメイステル Hans Wachtme-

ister が、讓渡された土地が年収六〇〇銀ダールを越える者と、伯爵・男爵の領地を回収の対象にすることを提案すると、これに該当する者がほとんどいない下級・中級貴族はこれを承認、大貴族を多く含む上級貴族も圧力に屈し、回収政策の実施が決定された^④。その結果讓渡した土地の八割が王室に還元された（次章参照）。

さらにこの議會では、カール一世の摂政政府の失政^⑤に対する裁判（摂政裁判 förmyndarräfstem）も行なわれ、大貴族の勢力がさらに弱まることになった。そして最後に「一六八〇年の諸身分の宣言」1680 års ständerförklaring が出されることとなる。これによって、王権を制限した一六三四年政体に王は拘束されることはなく、その行動はただ神にのみ負う事が宣言され、絶対王政が事実上確立した^⑥。

以上のように、強国時代のスウェーデンでは当初、大きな勢力を持つ大貴族とそれに不満を持つ下級貴族および平民諸身分という対立構造があった。絶対王政の導入は王室の財政問題を解決するものであると同時に、国内の対立を解消するものでもあり、領土の拡張によって外見上強くなった帝國を、さらに内面から強化するものとなったと言えよう。

第三章 本国と地方の関係

「本国」はスウェーデン・フィンランドのことを、また「地方」は強国時代に獲得した新しい領土のことを指す^⑦。本章ではバルト地方とドイツ地方を中心に検討する。

財政は国家にとって重大な問題であるが、前章で述べた王領地回収政策によって、カール一世の治世の間の歳入は格段に増えている。増加額は帝國全体で一、九〇万七、五〇〇銀ダール、ドイツ地方はそのうち二、六六六、五〇〇銀ダール（一三・七％）だが、バルト地方にいたっては八八万六〇〇〇銀ダール（四五・七％）にのぼっている^⑧。回収にともない多くの利益を地方から引き出したことがわかる。実際の歳入を一六九九年を例にとってみると、全体が六、五七万六、七二四銀ダール、うち本国からは四、一六万八、四六四銀ダール（六三・四％）、バルト地方からは二、八万四、八四〇銀ダール（二一・一％）、ドイツ地方からは一、〇二万三、四二〇銀ダール（一五・五％）となっている^⑨。三分の一以上が地方から、ということになる。このように帝國財政の相当の部分が地方からの歳入によっていた。

そうした地方からの歳入はどのように帝國財政に還元されたのだろうか。例えば一六六二年の予算では、本国向け一九九万六、八八〇銀ダールに対しバルト地方には四〇万七、五三〇銀ダール、ドイツ地方には五二万四、三三〇銀ダールが割り当てられている。この年の軍事支出は本国では半分に満

たないのに対し、地方では行政支出の四倍以上、とくにポ
メルンでは予算の四分の三以上にのぼり、地方の軍事負担の
相対的な重さを物語っている。ロバーツによれば、この支出
のアンバランスから帝国全体で財政を統合する必要が生ま
れたという。その結果以下のようなことが起こった。例えば
インゲルマンランド・ヴィスマール・ボンメルンの赤字を補
うために、一六八六年エストニア・リヴォニアの財源から二
〇万銀ダールが活用された。ブレーメンは一六九七―九九
年の間にヴィスマールの財務庁に対して三万二〇〇〇銀ダ
ールを援助している。このような方法はロバーツの言うよう
に、確かに幾分急場しのぎのシステム^④ではあるが、帝国全体
を視野に入れた歳入の再分配が行なわれるようになったのは、
財政面での帝国の一体化を示すものと解してよからう。

次に人材の点では、地方は帝国にどう関わっていたのか。
表⑤でまず上級官吏の出身地とその比率を示す。基本的には
本国出身者がその大半を占めているが、詳細にみれば、一六
四〇年、一六八〇年は地方出身者がやや多い。表⑥からは高
級将校の出身地と比率が分かる。本国出身者が多いのは当然
だが、官吏に比べ両地方ともその比率が高く、特にバルト地
方の比率の高さは目を見張るものがある。具体的な例として、
バルト地方出身の高級将校がフィンランド人の連隊に占める
割合は、一七一九年で五四%、二九年でも四三%にのぼった^⑤。

表⑤：上級官吏の出身地とその比率（1640-1735年）

<出身地>	<1640>	<1660>	<1680>	<1700>	<1720>	<1735>
スウェーデン	65.1	70.6	76.3	74.1	78.5	79.1
フィンランド	11.5	9.6	9.7	15.6	9.6	10.3
バルト地方	4.5	2.0	3.2	1.5	5.1	5.6
ドイツ地方	5.1	3.6	4.2	2.6	2.6	1.6
その他	-	1.0	-	0.3	0.3	-
不明	13.8	13.2	6.6	5.9	3.9	3.4
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表⑥：高級将校の出身地とその比率（1640-1729年）

<出身地>	<1640>	<1684>	<1698>	<1719>	<1729>
スウェーデン	39.2	54.3	53.8	45.7	57.0
フィンランド	16.5	8.0	6.3	10.3	8.1
バルト地方	16.5	22.5	22.6	31.4	23.7
ドイツ地方	9.8	9.2	10.5	10.0	9.1
その他	18.0	6.0	2.8	2.6	2.1
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

⑤⑥：S.Lundkvist, "The Experience of Empire : Sweden
as a Great Power", pp.54-55.

このように軍事・行政の両方で、地方の人材はかなり帝国に
入りこんでいた。
以上から財源・人的資源の両面で本国と地方の結びつきが
かなり深いものであったことが分かるが、その関係が、本国
による地方の圧制的支配といったものでなかったことも明ら
かだらう。両者の関係をより明確にするため、本国側の対地
方政策とそれに対する地方の対応について整理しておきたい。

まず本国の対地方政策であるが、一七世紀前半には二つの主要な方針があった。一つは「合併政策」で、スウェーデンの法と特権の下に地方を同化 uniformitet するともに、スウェーデンの臣民としての議会への代表権 representation を認めようとするものである。主な論者は枢密院議員ユーアン・シュッテ Johan Skytte で、リヴォニア総督だった一六三〇年にその対地方政策の方針を「一人の王、一つの法、一つの国」 unus rex, una lex et grex unus と表現している。もう一つは「融和政策」で、地方は独自の地位 *besættning* にある、すなわち地方議会 *lantdag* を持ち、旧来の法と特権を保持する、とするものである。代表的な論者は宰相アクセル・オクセンシェーナ Axel であった。^⑤

合併政策は、かつて王権の強化を図ったカール九世（一六〇四—一一年）の政策がその始めで、シュッテも同様の意図で合併を主張した。これに対し融和政策は大貴族の利害を守るためのものである。本国の大貴族は地方に多くの領地を持っており、例えば一六五〇年頃リヴォニアの五分の二は彼らのものだった。^⑥そこでの貴族の権威は、特に農民に対しては本国よりも強く、もし合併政策を進めればその権威は弱まってしまう。^⑦また地方貴族が議会や枢密院を通じて本国に関わってくることを防ぎ、本国内の大貴族の勢力を守るために、融和政策が唱えられた。^⑧大貴族の勢力が強い間はこの融和政策が

とられたが、絶対主義の成立以降は合併政策が進められた。これは王領地回収政策をよりたやすく推し進めるためでもあった。^⑨ただし地方議会は存続した。

地方はこれにどう対応したのか。スコーネを始めとする旧デンマーク領は最も合併政策が巧いといった地域である。一六七五年、スコーネを取り戻すためにデンマーク軍がここに上陸し、スコーネ戦争が始まった（一七七年）。この時は住民はデンマーク軍に協力してスウェーデン軍に対しゲリラ戦を行なっている。^⑩これがきっかけとなり、中央によってより徹底した合併政策が採られることになった。最も重要なのは教会に関するもので、教理問答・祈祷書はスウェーデン語のものに替えられ、説教もスウェーデン語で行なわれることになった。そうした結果、一七〇九年に再びデンマーク軍がスコーネに上陸したとき、住民はすでにスウェーデン人となっていたという。^⑪

バルト地方では身分によって対応の違いが若干あった。リヴォニア貴族の場合、旧来の特権や地方裁判所の保持を望んだが、現実にはスウェーデンの法が適用され、スコーネと同様の教会政策が採られて「リヴォニアにも絶対主義が導入された。」^⑫しかし特権保持への望みは消えず、一七一九年にも王権側とリヴォニア貴族の代表団の間でその件についての交渉が行なわれている。エストニア貴族の場合、そもそもエ

ストニアが戦争ではなく条約によってスウェーデン領となつたため、リヴォニアのように旧特権を要求するようなことはなかつたようである。またバルト地方の市民の場合にはスウェーデンとの結びつきに好意的だった。リガおよび西ドヴィナ川下流域、レヴァルという当時の交易の要衝地が一つの帝国に取り込まれているのは、交易に有利かつ安全だからである。

ドイツ地方では合併は困難だった。例えばボンメルンの諸身分は、公爵（スウェーデン王はここではボンメルン公である）とは対等であると考えていた。そのため、ボンメルン議会は公爵の許可と監督のもとに行なわれる、あるいは官職への任命は公爵がひとりで行なう、という公爵側の主張はどちらも諸身分の反対を受けた。ブレーメン市においても、本国に軍事負担金を供出することを条件に市自身で政治を行なうことが認められた。このようにドイツ地方においては、バルト地方とは異なって絶対主義は導入されず、地方の独自性が保たれた。

以上みてきた結果、決して本国と地方が「完全に」融合しあう帝国ではなかったが、それでもなおかなり強い結びつきを持つ帝国であつたということができよう。確かに地方によって合併の度合いは異なっており、また中央政府としては財政的にも人材の点でも、地方に依存しなければ帝国維持はおそらく困難だつたと思われる。しかし地方の断固たる反抗を引

き起こさず、ある程度絶対主義を導入しえたのは、本国と地方が深く関わっていたことによるのだろう。

おわりに

以上三つの側面から、バルト帝国の内部の実情を概観した。そこから強国時代のスウェーデンについて次のように言うことができるだろう。グスタフ・アドルフからカール一〇世に至るまで、スウェーデンは隣国との戦争とその勝利によって拡大を続けてきた。よって対外関係の側面からみたととき、この時期を強国と評価することは確かにできる。しかし本国の内部に目を転ずれば、社会的・経済的に大きな力を持つに至つた大貴族と、彼らに強い不満を抱く諸身分との間に深い対立が存在していた。また貴族領の増大と打ち続く戦争によって国家財政は破綻していた。帝国領土の拡大とは裏腹に国内は非常に危険な状況にあつたわけである。王領地回収政策の実施と「一六八〇年の諸身分の宣言」によって成立した絶対王政は、こうした本国内の不安定な状況を一気に解消するものであつた。そしてさらに地方と本国との関係を一層深めるものでもあつた。すなわち絶対王政が成立して初めて、スウェーデンは「強国」としての名に相応しい強固な国家体制を築き上げたのである。

最後になるが、絶対主義王権が、「社団」あるいは「中間諸権力」を媒介することによってのみ臣民を統治できたことや、絶対王政下の官僚制の家産的性格が明らかに becoming している現在^⑧、官僚制の発達を背景にした国王権力の全国レベルでの伸張、という本稿の基本的視角はあまりに素朴なものであるかもしれない。それでも三章から得られたイメージをもとにすると、本国と地方との比較的強い結びつきを見て取ることが出来よう。逆にドイツ地方の相対的に強い自立傾向を、単に絶対王政に対する阻害要因や限界とするのではなく、この社団国家論の文脈のなかで捉え直すことも可能であろう。このような初期近代ヨーロッパ全体を視野に入れたバルト帝国分析は、いずれ稿を改めて論じてみたい。

註

- ① 当時この語が用いられたことは恐らくなく、本稿中でも「王国」「国王」という語を用いるが、海外領土も含めた国家全体を指すときは「帝国」と表現する。
- ② 成瀬治「国際政治の展開」『岩波講座世界歴史 一四』岩波書店、一九六九年、七八―八〇頁。
- ③ Perry Anderson, *Lineages of the Absolutist State*, London and New York, 1979, pp. 139-202. またロッセの「エーテル大帝が行政改革のモデルとしたのがスウェーデンだったと

される。土肥恒之『ロシア近世農村社会史』創文社、一九八七年、二〇―二二頁。

④ さしあたっては、百瀬宏『北歐現代史』山川出版社、一九八〇年、三八―四七頁、を参照。

⑤ I・ウォーラーズテイン（川北稔訳）『近代世界システム 一六〇〇―一七五〇』名古屋大学出版会、一九九三年、二四〇―四五頁。また、玉木俊明『バルト海貿易（一五六〇―一六六〇）——ポーランド・ケーニヒスベルク・スウェーデン——』『社会経済史学』第五七巻第五号、一九九一年二月、四六一―四七頁、も参照のこと。

⑥ Franklin D. Scott, *Sweden: The Nation's History*, enlarged ed., Carbondale and Edwardsville, 1988, p. 183. 本間晴樹「スウェーデンにおける内閣制度の起源（前編）」『青山史学』一三号、一九九二年一月、一六五頁。

⑦ 一六三三年にはオーボ（フィンランド担当）、三〇年ドルパー（エストニア担当）、三四年イェンシェーピング（南部担当）、五三年ヴァスマール（ドイツ担当）にもそれぞれ設けられている。

⑧ 本間、前掲論文、一六五―一六六頁。

⑨ Michael Roberts, *Gustavus Adolphus*, 2nd ed., London, 1992, pp. 83-84.

⑩ 本間、前掲論文、一六六頁。M. Roberts, ed., *Sweden as a Great Power 1611-1697*, London, 1968, pp. 18-19.

⑪ 氏にすれば、「大貴族」の家系の数は三三三とわらわらせ。 Björn Asker, "Aristocracy and Autocracy in Seventeenth-

century Sweden : The Decline of the Aristocracy within the Civil Administration before 1680", *Scandinavian Journal of History*, Vol.15, No.2, 1990, p.93.

⑳ Kurt Ågren, "Rise and Decline of an Aristocracy : The Swedish Social and Political Elite in the 17th Century", *SJH*, Vol.1-2, No.1-2, 1976, pp.60-61.

㉑ *Ibid.*, p.67.

㉒ M.Roberts, "Charles X and his Council : 'Dualism' or Co-operation?", in his *From Oxenstierna to Charles XII : Four studies*, Cambridge, 1991.

㉓ 一六四八年：一六五〇年：一六五一年：一六五二年：一六五三年：一六五四年：一六五五年：一六五六年：一六五七年：一六五八年：一六五九年：一六六〇年：一六六一年：一六六二年：一六六三年：一六六四年：一六六五年：一六六六年：一六六七年：一六六八年：一六六九年：一六七〇年：一六七一年：一六七二年：一六七三年：一六七四年：一六七五年：一六七六年：一六七七年：一六七八年：一六七九年：一六八〇年：一六八一年：一六八二年：一六八三年：一六八四年：一六八五年：一六八六年：一六八七年：一六八八年：一六八九年：一六九〇年：一六九一年：一六九二年：一六九三年：一六九四年：一六九五年：一六九六年：一六九七年：一六九八年：一六九九年：一七〇〇年

㉔ *Ibid.*, pp.57-58.

㉕ *Ibid.*, p.60.

㉖ M.Roberts, "On Aristocratic Constitutionalism in Swedish History, 1520-1720", in his *Essays in Swedish History*, London, 1967, p.29.

㉗ Asker, *op.cit.*, p.95.

㉘ Ågren, *op.cit.*, p.79.

㉙ 一七世紀後半のスウェーデン・フィンランドの総人口は、毎年一五〇万人とつかわれ、Stellan Dahlgren, "Estates and Classes", M.Roberts, ed., *Sweden's Age of Greatness 1632-1718*, Aylesbury, 1973, p.104.

㉚ Göran Rystad, "The Estates of the Realm, the Mon-

archy, and Empire, 1611-1718", Michael F.Metcalf, ed., *The Riksdag : A History of the Swedish Parliament*, Stockholm, 1987, p.69.

㉛ Göran Behre, Lars-Olof Larsson, Eva Osterberg, *Sveriges historia 1521-1809*, Stockholm, 1985, S.121. 一七九七年まで、伯爵は四十六人、男爵は一一一人だった。Sven E. Åström, "The Swedish Economy and Sweden's Role as a Great Power 1632-1697", Roberts, ed., *Sweden's Age of Greatness*, pp.76-77.

㉜ Dahlgren, *op.cit.*, p.127.

㉝ *Ibid.*, p.122.

㉞ 国王の土地所有率は二八・二％、自由農民は四九・四％だった。Eli F.Heckscher, *An Economic History of Sweden*, Cambridge and Massachusetts, 1954, p.126.

㉟ Ingvar Andersson, *A History of Sweden*, 2nd ed., London, 1970, p.216.

㊱ たむせばヤロフ・ユ・ラ・ガリヤ・Jakob 村、ヤムストマンランドに広大な鉱山地帯を所有し、またサーテルマンランドで大砲工場を経営していた。Dahlgren, *op.cit.*, pp.122-23.

㊲ *Ibid.*, p.123 ; Ågren, *op.cit.*, p.79.

㊳ なお中級貴族の動向であるが、大貴族と下級貴族の勢力均衡に影響を与えることはあまりなかったらう。Rystad, *op.cit.*, p.89.

㊴ 中世末にならないうちに、教会は国土の二一％におよぶ領地を所有していた。Heckscher, *op.cit.*, p.126. かくてグスタフ一世がチャー

サ(一五三三—一六〇〇年)が宗教改革を始めたことによって、イギリスのように、教会領は王室に没収された。

②③ Dahlgren, *op. cit.*, pp. 115-16.

②④ 一七世紀の間に、新しく二八の都市が建設された。Behre,

Larsson, *Osterberg, op. cit.*, S. 73.

②⑤ Roberts, "On Aristocratic Constitutionalism in Swedish History", p. 30.

②⑥ 具体的な課税率は分からない。しかし、一六七〇年代まではスウェーデンは多くの戦争をしていたので、戦費調達のための臨時課税は頻繁であった。

②⑦ Dahlgren, *op. cit.*, p. 107.

②⑧ Roberts, ed., *Sweden as a Great Power*, pp. 98-100.

②⑨ *Ibid.*, p. 101-2.

②⑩ カール一〇世の直接の動機は、一六五五年に始まる対ゲーランド戦争のための新しい財源を確保するところであった。Lars Magnusson, *Reduktionen under 1600-talet. Debatt och forskning*, Malmö, 1985, S. 8.

②⑪ Rystad, *op. cit.*, pp. 74-75.

②⑫ Scott, *op. cit.*, p. 218.

②⑬ Anthony F. Upton, "The Riksdag of 1680 and the Establishment of Royal Absolutism in Sweden", *English Historical Review*, Vol. 102, No. 403, 1987, pp. 288-300.

②⑭ Magnusson, *op. cit.*, S. 33.

②⑮ 財政難を補うためフランスから多額の援助金をスウェーデン

は得ていたが、その見返りにフランスの要請に従って望まぬ戦争を行なった(例えば一六七四年の対ブランデンブルク戦)。

またスコーネ戦争(三章参照)のとき、一時的にスコーネをデンマークに占領された。こうしたことが失政として咎められた。

②⑯ Upton, *op. cit.*, pp. 305-6.

②⑰ スウェーデンの研究書では、一般に新領土のことを「地方」(provinserna)とつづるが、「本國」という言葉は特になじみ。本稿では便宜上「スウェーデン」と「三世紀からその州となつづるフィンランディア」を「本國」とつづる。

②⑱ *Svensk Uppslagsbok*, Malmö, 1949-55, B. 23, S. 991.

②⑲ Sven Lundkvist, "The Experience of Empire: Sweden as a Great Power", Roberts, ed., *Sweden's Age of Greatness*, p. 23.

②⑳ M. Roberts, *The Swedish Imperial Experience 1560-1718*, Cambridge, 1979, pp. 99-100.

㉑ Lundkvist, *op. cit.*, p. 55.

㉒ *Ibid.*, p. 40; Behre, Larsson, *Osterberg, op. cit.*, S. 161.

㉓ Lundkvist, *op. cit.*, pp. 40-41. 特にオスマン朝の領地「リベキア」全体の人口の減少を述べた。Roberts, *The Swedish Imperial Experience*, p. 93.

㉔ Jerker Rosén, "Scandinavia and the Baltic", F. L. Carsten, ed., *The New Cambridge Modern History*, Vol. V, 1961, Cambridge, p. 536.

㉕ Lundkvist, *op. cit.*, p. 41.

㉖ *Ibid.*, p. 44.

⑤⑥ 一六五八年にデンマークからスコーネを獲得する際、デンマークの法と慣習を保持してよいという規定になっていたが、スウェーデンはそれを無視した。そのため住民は反スウェーデン、親デンマークの感情を抱いた。パレ・ラウリング（木下次也訳）『デンマークの歴史』日本デンマーク体操研究会、一九九〇年、二一六—一九頁。

⑤⑦ Behre, Larsson, Osterberg, *op.cit.*, S.163; Rosen, *op.cit.*, p.536.

⑤⑧ *Ibid.*, p.537.

⑤⑨ チュートン騎士団の弱体化によって、一六世紀のバルト地方はロシアやポーランドなど各国の勢力争いの場となっていた。レヴァル市は安全を確保するためグスタフ一世ヴァーサーに同盟を申し出ていた。後にエーリク一四世（一五六〇—一六九年）がこれを受け入れ、レヴァルはスウェーデン領となった。Carl Hallendorf, Adolf Schüek, *History of Sweden*, New York, 1970 (Rep. from the ed. of 1929), p.168.

⑥⑩ Lundkvist, *op.cit.*, pp.45-48. なお農民についてはよく分かっていない。ルンドクヴィストによれば、スウェーデンの支配下にあるときは、他国の支配下にあったときよりも農民の暮らし向きは良かったらしい。

⑥⑪ *Ibid.*, pp.49-52.

⑥⑫ たとえば以下を参照。「宮宏之」「フランス絶対王政の統治構造」同『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社、一九八六年、成瀬治「近代国家」の形成をめぐる諸問題——「等族制」から「絶対制」への移行を中心として——、「プロイセン絶対王政

成立期における官僚制の性格——Rekrutenkasse の問題を中心に——」同『絶対主義国家と身分制社会』山川出版社、一九八八年。

（関西大学大学院博士課程後期課程）